

ソーシャル・ジャスティス基金 助成公募要項 2025年度=第14回



民主主義をつくるお金

市民による政策提案・社会提案活動を応援します

【主催・お問合せ先】

NPO法人まちぼっと ソーシャル・ジャスティス基金 (SJF)

メール info@socialjustice.jp

ホームページ <https://www.socialjustice.jp/>



2025 年度ソーシャル・ジャスティス基金(SJF)助成公募要項

1、ソーシャル・ジャスティス基金 (SJF) の設立

ソーシャル・ジャスティス基金 (SJF) は「NPO法人まちぼっと」により2011年10月に設立されました。「まちぼっと」は、日本最初の市民ファンド「草の根市民基金・ぐらん」を30年以上にわたり運営しています。ぐらんは、社会的に弱い立場にある人を支援する草の根活動に助成してきましたが、そういった草の根活動の知見を普遍化するような、社会の不正の原因を解決しようとする市民の政策提案型・社会提案型の活動（アドボカシー活動）について応援ニーズが高まり、SJFが新しい仕組みとしてスタートしました。

2、SJFの趣旨

市民の力で希望ある未来をつくりだす、その一歩を応援します。公正な社会を実現する主役は、みなさんです。多様な人びとの意見が受けとめられエンパワーされる社会を希求し、見逃されがちだが大切な問題に取り組むアドボカシー活動、とくに周縁化されたり封印されたりしている声をすくい上げて社会の仕組みや法制度づくりに生かすアドボカシー活動を支援します。

SJFの助成事業は、資金支援と社会対話の場づくりを両輪として進めています。後者として、「SJFアドボカシーカフェ」*や、多分野の市民活動が連携する土台になるフォーラムやダイアログ等を企画運営しています。アドボカシーカフェのコーディネーターや助成事業の評価等を行うSJF助成担当者が各助成事業に伴走します。これまでの助成先については https://socialjustice.jp/p/fund/fund_group/ からご覧ください。

*アドボカシーカフェ：社会を変える一歩は対話から。みなさんと考えたい社会課題を共有し、解決にむけて率直に話し合う場です。参加者は、多様な視点からの対話を通じて、社会課題を自分事として捉え、よりよい社会づくりに参加する機会が広がります。助成先の活動テーマ等についてアドボカシーカフェを開催し、資金支援のみにとどまらず、社会対話の側面からも助成しています。アドボカシーカフェの様子は <https://socialjustice.jp/p/category/cafe/> からご覧ください。

3、公募テーマ・助成金額

◆助成総額：400 万円（二つの公募テーマ別の助成総額は、申請状況を鑑み審査過程で決定します。）

1 案件の助成上限：100 万円

備考）自己資金充当、費用項目についての条件はありません（助成金は人件費にも充当可能）。

◆ 公募テーマ：

※両テーマとも、未来を担う世代が中心になって取り組む活動を積極的に支援します。

*特設テーマ：『ネット／SNS にかかる社会的公正・人権の問題』に取り組むアドボカシー活動

～この特設テーマ枠は、SJF に遺贈くださった早川昭久氏の「小さな声をもっと大事に」という生前の想いを未来に生かす、市民のみなさんへの贈り物です。SJF が翌年度に向けて注視しているテーマを提示します～

*基本テーマ：『見逃されがちだが、大切な問題』に取り組むアドボカシー活動

4、助成期間

2026年1月から、1年間以上2年間以下。最短で26年12月まで、最長で27年12月までの間の任意の期間を申請ください。

※助成事業が途中で終了した場合、または、助成事業の目的が大きく変更となり、SJFの基本的な考え方と

外れていると判断した場合は助成を打ち切ることがあります。

5、応募資格

「3、公募テーマ」に即し、以下の項目を満たした団体・法人(法人格を問わない)・個人の事業が対象です。

1) 「不公正の是正」「市民社会の形成」を目的とした事業であること

以下の5項目を満たすことを原則とします。助成は「社会課題の現場で直接的な支援やサービスを提供する活動」ではなく、「社会課題の原因を改善し、新たな仕組みや法制度を社会提案するアドボカシー活動」を対象とし、現場・地域の直接的活動による知見や経験に基づく普遍性のある活動を含みます。

- (1) 社会の不公正を正す目的をもった活動
- (2) 市民社会の形成に寄与する活動
- (3) 自発性にもとづき自主的に運用されている活動
- (4) 透明性のある情報開示を伴う活動
- (5) 営利を目的としない活動

※団体紹介の広報物など広報のみに留まる活動は対象となりません。また、啓発活動については、制度や仕組みの改善にまでつながる活動への助成申請を期待しております。

2) アドボカシーカフェを共催し、多様な市民との対話ができること

SJFでは、アドボカシー活動を実現するには一方的に意見を主張するのではなく、多様な皆さまとの対話による公正性と寛容性を構築するなかでの提案が欠かせないと考えています。そのため、助成先が提案するテーマを共に議論し意見を形成する場である「アドボカシーカフェ」(オンライン)を共催し、企画協力や登壇することを助成の条件の一つとします。ただし、アドボカシーカフェの開催費用(ゲストへのお支払を含む)はSJFが負担します。

3) 「助成発表フォーラム」等への参加

助成先は、2026年1月24日(土)の午後に開催を予定している「助成発表フォーラム」(オンライン)への参画が義務となります。また、中間/最終報告会を兼ねた「連携ダイアログ」(オンライン)をSJFが開催する場合には出演が義務となります。これらにより、他の市民活動との連携を促進ください。その他、SJFが主催するイベント等へ積極的に参加いただき、一人ひとりの意見や希望が生かされる社会を共に創りあげていただければ幸いです。

4) 中間期、助成活動終了後の活動報告

助成先は、中間期および活動終了後1ヵ月以内の活動報告書・会計報告書の提出が義務となります。

6、審査の視点

審査は2025年10月～11月にSJF審査委員会によって行われます。審査の視点は「1、SJFの設立」「2、SJFの趣旨」および「5、応募資格」を基本とし、さらに以下の内容を加味して行われます。

応募用紙の記載が事実と異なる場合、SJFの趣旨と異なることが明らかな場合は選考の対象になりません。

(1) 社会的に弱い立場にある人を視野に入れた活動であること

(2) 他からの資金を受けにくい活動内容であること

(3) 助成金が有効に活用される見込みのあること

(4) 助成による活動成果(取り組む課題の解決に向けて、政策上の変化に当該事業がどのように寄与するかを含む)が、ある程度予測できること

(5) 設定した事業目的が達成可能であること、目的を達成するための個人の力量が認められること

(6) 当該事業が社会にもたらすインパクト・意義

7、応募書類、受付期間、提出方法 ※応募書類は以下の通り。これ以外の資料は受け付けません。

- (1) SJF助成公募第14回申請書2025 *Word版のまま提出(SJFホームページよりダウンロード可)
- (2) 申請事業者の定款類または規約類 (またはそれに準ずるもの(個人で規約類がない場合には必須ではない)。立上げ間もない場合は前事業に関するものを含む。以下同じ)
- (3) 2024年度の活動報告
- (4) 2024年度決算・2025年度予算

上記(2)～(4)はホームページに掲載されている場合には、(1)の申請書の「5. 助成申請に必要なその他の資料」にそれぞれの掲載URLを入力いただければ提出は不要です。掲載URLが無い場合にはファイルを下記の通りに提出ください。

※採否の理由に関するお問い合わせについては回答いたしかねます。

● 応募受付期間

2025年 9月1日(月)～ 9月18日(木) *全てオンライン提出＝9月18日23:59までの受信有効

● 提出方法 *必ず次の(1)と(2)の両方を行ってください。書類の郵送や持込は受け付けません。

(1) 応募フォーム <https://socialjustice.jp/FudProp2025.html> に入力し送信ください。

(2) 申請に必要な全ての書類を、一つのフォルダにまとめて圧縮したファイルを(書類が助成申請書[上記7、(1)]のみの場合には、Word版の申請書のみを)、申請団体名または申請個人名を含めたファイル名で(申請団体名または申請個人名が含まれないファイルは受理しかねます)、専用サイト <https://biz.datadeliver.net/posts/socialjustice2025> にてアップロードしてください。

8、決定および採択後の流れ

※やむを得ず変更する場合がございます。

- (1) 応募書類による1次審査＝2025年10月中、2次審査までに結果を通知予定。
- (2) 上記の通過団体について面談による2次審査＝25年10月25日(土)10時頃から14時頃に順次(オンライン)
- (3) 助成団体の決定＝25年12月 ※審査上の必要に応じて決定前にヒアリングを行う場合があります。
- (4) 助成発表フォーラムの開催＝26年1月24日(土)13時半頃(打合せ12時半頃)から(オンライン)
- (5) 助成にかかる覚書を書面にて交わした後、助成金の半額を26年1月末までに振込み、助成期間が1年間の場合は半期となる6月中に中間活動報告をいただき審議した後、残額を7月末までに振込みます。助成期間が1年超から2年以下の場合もこれに準じ、半期ごろの中間審議を経て残額を振込みます。詳細は助成が決定された際に取り交わす覚書で指定します。

以上

※問い合わせ先は、表紙ページをご覧ください。